

従業者給与総額月別内訳明細表の書き方

- 1 ①の欄は、該当事業所に勤務するすべての従業員の人数及び給与総額を記載して下さい。パートタイマーへの給与や役員給与で法人税法上損金算入できるもの等も含まれますが、退職金や所得税法上非課税とされる通勤手当等は除きます。
- 2 ②の欄は、障害者及び65歳以上に該当する方の人数及び給与総額を記載して下さい。ただし、その方が役員である場合は、対象となりません。
- 3 ③および⑤の欄は、それぞれに適用すべき割合を適用した後の給与総額を記載して下さい。
- 4 ④の欄は、非課税対象施設に係る従業者の給与総額を記載して下さい。
- 5 ⑥の欄は、差引された課税標準となる給与総額を記載して下さい。この欄の金額の合計額を千円未満切り捨てたものが従業者割の課税標準として、事業所税の申告書（第44号様式）の⑩の欄の金額となります。
- 6 未払金の欄は、すでに支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、その課税標準の算定期間中における従業者給与総額に含まれますので、ここに記載して下さい。

(注) 「障害者・〇〇歳以上の従業者」欄の記載については経過措置が設けられていますので、下記の区分に注意して下さい。

- (1) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度は63歳以上
- (2) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度は64歳以上
- (3) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度は65歳以上